



「岐阜県愛のともしび基金」の補助金申請を募集します！

岐阜県愛のともしび基金は、県民の皆さまからの善意の寄附金を財源として、社会福祉法人、福祉 NPO、ボランティア団体など営利を目的としない団体が行う地域福祉活動に対して、補助金の交付を通じその取組みを支援しています。

○募集期間

令和7年3月24日（月）～6月30日（月）※必着

※申請多数の場合は、緊急性等を考慮しての決定となりますのでご了承ください。

※例年、メ切間際に申請が集中し、また提出後の修正や書類不足が多発しています。

最新の実施要綱・実施細則・様式で必要書類や記入内容をよくご確認ください、

メ切日までに書類が揃えられるよう、余裕を持った提出にご協力をお願いします。

○補助対象者

福祉活動を行う社会福祉法人、非営利団体など

※前年度決算において社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は、補助対象外となります。

○補助対象事業

施設改修や備品購入、啓発活動などの事業

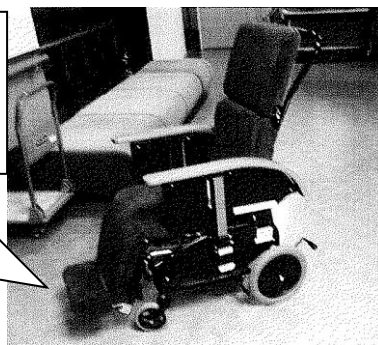
※補助対象者及び対象事業など、申請方法の詳細は裏面をご確認ください。

<こんな事業にご活用ください：活用事例>



現在使用している送迎用車両が老朽化したため、更新するため車両を購入

利用者の重度化に対応するため、リクライニング車椅子を購入



○補助金申請から事業実施までの流れ（予定）

※○＝申請団体で実施する内容

・令和7年3月24日（月）～6月30日（月）

… ○申請書の提出

申請のとりまとめ、ヒアリングなど

・8月中旬～下旬

… 補助事業審査会

・9月上旬～下旬

… 交付決定

・交付決定後

… ○事業実施（令和8年3月31日までに）

・事業完了後（20日以内）

… ○実績報告書の提出

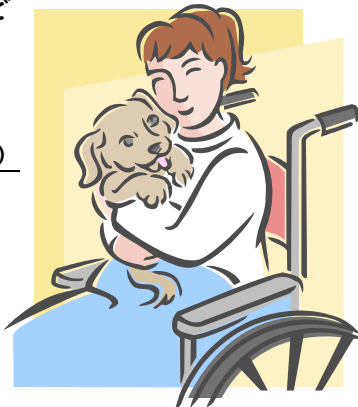
・実績報告書の審査後

… 補助額の確定通知

・補助額の確定後

… ○交付請求書の提出

補助金の支払い



令和7年度 岐阜県愛のともしび基金事業費補助金の申請について

【1 補助対象者】

社会福祉法人及びその他知事が助成を必要と認める福祉活動を行う非営利団体

※法人格のない団体については、原則として、会則、規約等を有し、5名以上で構成された組織であって、毎年度事業予算を作成し、決算が行われていることが必要

※市町村、特別地方公共団体、市町村社会福祉協議会及び地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団等は補助対象外

※補助を受けようとする年度、前年度又は前々年度にこの補助金の交付を受けた者(団体)は、補助対象外

※補助金の交付を受けようとする年度の前年度の決算において、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人は補助対象外

※国、地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の対象となった事業、国・地方公共団体から委託を受け実施する事業、並びに公の施設の指定管理者として行う場合は補助対象外

【2 補助対象事業】

補助対象事業名及び事業内容		補助率	補助限度額
1	社会福祉法人等施設整備事業 社会福祉法人等における施設整備事業(社会福祉施設[社会福祉法第2条第4項に規定する事業に係る社会福祉施設を除く。]及び居宅要援護者に開放し、利用させることを目的とする施設等を新築、増築、改築及び改装する事業、授産製品販売所の設置、小規模訓練施設整備、共同生活所[ふれあいホーム、グループホーム、ミニホーム等]の施設整備等)	1/2	1,500千円
2	社会福祉法人等備品整備事業 社会福祉法人等における備品を購入する事業(送迎用車両の購入、小規模授産施設等製作機器の購入、障害児(者)訓練マット等の購入等) ※1品目5万円以下の物品の購入は対象外	1/2	750千円 (車両購入は1,000千円)
3	社会福祉法人等調査・研究開発事業 社会福祉法人等が行う調査・研究開発事業(新たな授産製品を研究開発するための事業等)	1/2	500千円
4	社会福祉法人等啓発事業 社会福祉法人等が福祉事業を行う広報・啓発のための事業であって、新規に実施されるもの(研修会・講習会・交流会の開催、チラシ・ポスター・リーフレットの作成・配布等)	1/2	500千円
5	福祉活動団体育成事業 次のア、イ又はウに該当する事業(事業開始から3年以内のものに限る。) ア 社会福祉法人等の社会参加の推進を図るために行う事業(ふれあいいきいきサロン、要介護者支援相談・情報提供事業などの地域交流事業等) イ 社会福祉法人等の福祉活動を推進するための事業(地域や家庭における要支援者・子育て支援事業、福祉ガイドマップの作成等) ウ 同種の活動を行う社会福祉法人等が、市町村の区域を越えて協働して活動を実施するネットワーク事業	1/2	500千円
6	その他の事業 知事が助成を必要と認める事業	1/3	500千円

【3 申請方法】

下記ホームページから入手できる申請書を、記載例などを参考に作成いただき、**令和7年6月30日(月)**までに、県地域福祉課までご提出ください。(ホームページがご覧になれない場合は、下記までご連絡ください。)

<岐阜県愛のともしび基金のホームページ>

愛のともしび基金

検索

(岐阜県庁ホームページ: トップ>子ども・女性・医療・福祉>地域福祉・その他>愛のともしび基金)

【4 申請・お問い合わせ先】

岐阜県健康福祉部地域福祉課(地域福祉係)

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1(県庁15階)

TEL:058-272-1111(内3449) / FAX:058-278-2651 / E-mail:cll2l9@pref.gifu.lg.jp